

第3次三条市環境基本計画（案）に対するパブリックコメント一覧

令和5年2月16日（木）から3月8日（水）まで実施した「第3次三条市環境基本計画（案）」に対するパブリックコメントについて、2人71件の御意見をいただきましたので市の考え方を報告します。

No	頁	意見要旨	市の考え
1	－	<p>これまで第1次、第2次の三条市環境基本計画の策定にあたっては、市民ワークショップ、アンケートなど様々な手法で、市民や民間団体、事業者などを巻き込み、多様な意見を吸い上げ、その上で計画策定の作業が行われてきたと記憶している。そのようなプロセスは、市民などへの環境基本計画に対する関心や推進への機運を盛り上げることに大いに寄与していたと思われる。近年、環境問題が年々深刻化し市民の関心も高まる中で、今回、そうしたプロセスが行われなかったことは誠に遺憾に思う。その経緯を尋ねる。</p>	<p>この度の第3次環境基本計画の策定に当たっては、パブリックコメントのほか、環境審議会における公募委員などから適宜御意見をいただいております。市民の皆様の声を反映させ、制定させていただいたところでございます。</p>
2	－	<p>環境基本計画を策定する時には市民等の意見を反映するように努めると条例には書かれているが、市民の意見などはどのような形でとられ、反映されたのか。</p> <p>環境問題に関心のある市民もたくさんおられる。アンケートや市民ワークショップのような機会があれば三条市の自然や環境に対する取組、課題なども提案していただけたらと思っていた。</p>	<p>No. 1 の回答と同じです。</p>
3	－	<p>三条市環境基本計画の実施主体は、市、事業者、民間団体、市民など年間問わず市内で生活するもの全体に及ぶ。したがって本環境基本計画は、誰にでも読みやすくわかり易く編集されなければいけないと考える。平易な文章で、図表などを多用し、容易に現状が把握でき、課題認識や施策とその実</p>	<p>目指す環境像として掲げる「つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう」へとつなげていくためには、御指摘のとおり、本計画の内容を市民・事業者・市といったそれぞれの主体に御理解いただき実践していただくことが重要であると考えております。</p>

		<p>施の計画、到達目標などがしっかりとリンクした形で理解できる構成と編集を望む。</p> <p>また、他市町村の環境基本計画と見比べても、このような環境基本計画を策定し推進している三条市ならば、ぜひ住み続けたい、住んでみたいと思わせるような将来に向けた安心感と魅力を感じさせる環境基本計画であって欲しい。</p>	
4	8	<p>①第2次計画の取組と検証の前に、地球規模で進んでいる地球温暖化の危機的な状況を詳しくわかりやすく図を入れて伝えていく必要があると思う。危機的な地球温暖化により国際的な取り組みがなされ、日本も2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた動きになっている。その経緯がわかるように丁寧な温暖化の説明が必要だと思う。地球温暖化の説明があり、第2次計画の取組と検証にするとわかりやすいと思う。</p>	<p>御指摘のとおり、地球温暖化を受けた国際的な取組や、国内における脱炭素社会の実現に向けた取組について、その経緯を丁寧に説明することは重要であると考えます。</p> <p>そのため、地球温暖化対策に係る個別計画である三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、気候変動の影響、地球温暖化対策を巡る国際的な動向、国内の動向について詳細に掲げております。</p>
5	8	<p>第2次計画の取組と検証について記載されている内容は、ほぼ第2次環境基本計画の施策（3つの柱、3つの重点施策）の項目を並べて、「展開、推進してきた」という記述だけで終わっている。具体的な展開の内容や推進の中身の記載がなく、「検証」というタイトル通りの内容になっていないように感じる。最後の2行「取り組みの結果、・・・」で、成果を上げた施策があったが、届かなかった施策もあったということだが、その中身も記載されていない。第2次環境基本計画の全体の取組内容や展開推進の内容、そして検証の結果が見えるように、取組ごとに示されるべきではないか。そうすることで、第2次環境基本計画を踏まえた上での、今回の第3次環境基本計画策</p>	<p>第3次環境基本計画は、現状を踏まえた上で施策の方向性を示すものです。長期的な視点で検討を行うことが必要な課題については、一貫した考えの下で検討を進めていくことが必要と考えています。</p> <p>その上で、具体的な取組については、その成果を随時評価し、反省点等を踏まえつつ、適宜見直しや廃止を行ってまいります。</p> <p>なお、第3次環境基本計画の策定に当たっては、令和4年度第1回環境審議会の中で、第2次環境基本計画の振り返りを行った上で作成しております。</p>

		定ということになり、そのつながりがわかり易くなるのではないか。ぜひ第2次環境基本計画の取組と検証を施策ごとの簡潔でよいので、明らかにしていただきたい。	
6	8	2次計画の取組と検証については文章だけではわからないのでそれぞれの施策の取組結果、指標に対しての結果を出し、数値目標の達成度、成果はどうか、を出したことの要因、数値目標に達成しなかったことの要因などから課題を出さなければ検証にならないと思う。	No. 5 の回答と同じです。
7	8	<p>新たに発生した社会的要因について「脱炭素社会の実現」、「少子高齢化」、及び「環境啓発、教育」の3項目が並べられているが、新たに発生した社会的要因として「環境啓発、教育」が「脱炭素社会の実現」、「少子高齢化」と同列に並べられていることに違和感を覚える。目新しい言葉ではない「環境啓発、教育」を“新たに発生した社会的要因”として括るのは、不自然に感じる。ここは、国の第5次環境基本計画や新潟県環境基本計画でも課題や重要取組項目として取り上げられて、近年クローズアップされている「生物多様性の保全」ということになるのではないか。</p> <p>実際、三条市内の現状を見れば、多くの希少種、絶滅危惧種がその生息環境を脅かされつつあり、特定外来種の生息範囲の拡大といった課題にも直面している。その生物多様性の保全への施策・取組の一つの手段として環境啓発、教育が位置付けられる。</p>	<p>新たに発生した社会的要因としては、脱炭素社会実現に向けた動きと急速な少子高齢化の進行と捉えておりますが、そうした動きに対応するために、環境啓発や教育に求められる取組も変化していることから、当項目に記載しているものでございます。</p> <p>「生物多様性の保全」については、重要な取組項目の一つと考えておりますが、環境問題全般に対する取組の手段である「環境啓発」についても重要な課題であると考えております。</p> <p>「生物多様性の保全」は第1次環境基本計画からの重要な取組であり、従来からの継続した取組における「①自然環境の保全と創造」で述べております。</p>
8	8	<p>②「新たに発生した社会的要因」ではなく、「脱炭素社会の推進」にして</p> <p>1 地球環境を取り巻く状況</p> <p>2 第2次計画の取組と検証</p>	地球環境を取り巻く状況については、地球温暖化対策に係る個別計画である三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、気候変動の影響、地球温

		<p>3 脱炭素社会の推進</p> <p>4 今後の環境行政の方向性の順番にするとわかりやすいと思う。</p>	<p>暖化対策を巡る国際的な動向、国内の動向について詳細に掲げております。</p> <p>また、本計画においては、脱炭素社会の推進以外にも、まちづくり、人づくりの視点からの施策も掲げているため、これらにつながる要因を併せて掲げております。</p>
9	9	<p>コラムとしてカーボンニュートラルを取り上げられている。こうした用語解説のコラムは、大変適切と思う。最近、国内外でSDGsという言葉が頻繁に見かけるようになった。国の基本計画や新潟県環境基本計画、県内各市町村の環境基本計画にも必ずと言ってよいほどこの言葉が見られるし、実際、企業・学校などでも環境教育のテーマの一つとして取り上げられている。しかしながら、今回の三条市環境基本計画にはSDGsの言葉を見つけることができなかった。</p> <p>国や県との整合性を保つためにもSDGsは施策全般にわたる取組として取り上げられるべきものとする。カーボンニュートラル同様に、コラムでも解説すべき用語ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、SDGs（持続可能な開発目標）の考えは重要であると認識しております。第3次環境基本計画においては、SDGsの考えを踏まえつつ、目指す環境像「つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう」の下、社会情勢の変化を踏まえた3つの視点による重点的取組と従来からの継続した取組をそれぞれ体系付け、これらを市民・事業者・行政の各主体の参加、連携、協力によって推進することで持続可能な社会の実現を目指してまいります。</p>
10	10	<p>イ持続可能な開発目標(SDGs)を入れてほしい。SDGsの取組は国際的な取り組みであり、日本政府においては2016年12月22日に内閣に設置されたSDGs推進本部が持続可能な開発目標(SDGs)の実施指針を決定した。指針の中にはSDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステーク</p>	<p>No. 9の回答と同じです。</p>

		<p>ホルダーとの連携の強化等、SDGs 達成に向けた取組を促進する。となっている。</p> <p>今や自治体や企業では積極的に導入がすすんでおり、E テレの小さい子ども対象の番組でも SDG s の歌があったり、取り組みを紹介したりしている。三条市においても企業が積極的に取り組んでいるし、小中学校でも数年前から SDG s を環境面から積極的な取り組みをしていることに感心させられている。小学校では 2020 年度から、中学校では 2021 年度から SDGs が必修化されました。当然のこととして SDG s を環境基本計画に中に入れていかなければならないと思う。</p>	
11	10	<p>(1) 3つの重点施策の方向性 ・・・、第2次計画における取組の検証結果を踏まえると・・・検証結果が具体的に示されていない。</p> <p>前述の「08 頁の1 第2次計画の取組と検証」と重複するが、検証結果の具体的提示が必要と考える。</p>	No. 5 の回答と同じです。
12	10	<p>③今後の環境行政の方向性について、三条市の再生可能エネルギーは木質バイオマスと太陽光発電しかない。木質バイオマス発電に使用する間伐材は市内産2割と聞いている。市内であれば輸送時の二酸化炭素の排出量は少ないと思うが、県外、ましてや海外からの輸送で排出される二酸化炭素削減効果を考えるとどうなのかと疑問である。また 24 時間稼働の発電所において大量の木材を安定確保することが課題になっている。2023 年 1 月 29 日の日経新聞によると「バイオマス発電の曲がり角 燃料高騰で撤退相次ぐ」が掲載されるなど様々な懸念が指摘されているバイオマス発電である。今後の動向を踏まえて、三条市の温暖化防止対</p>	<p>太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの推進については、国が提供している地域別の再生可能エネルギー導入ポテンシャルに関する情報や、県、他自治体の取組状況なども参考に、まずは導入の有効性などについて、研究してまいりたいと考えております。</p>

		策としてバイオマス発電だけに頼るのではなく太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー導入を推進していくことが必要であると考え。	
13	10	ア脱炭素社会の推進について、「三条市が率先して再生エネルギーを活用することで脱炭素へ向けた市民の意識の醸成を図ります。」となっているが、「三条市が積極的な再生エネルギーの導入と活用を進めることで脱炭素へ向けた市民の意識の醸成を図ります。」と修正してはどうか。	市の再生可能エネルギーの導入については、その有効性やデメリット等も検討の上、総合的な判断が必要と考えております。 そのため、まずは公共施設における再生可能エネルギーの利用の拡大等により、市が率先して再生可能エネルギー活用することで、脱炭素へ向けた市民の意識醸成を図ってまいります。
14	11	ウ 環境啓発・環境教育の充実について 前述の 08 頁、2 新たに発生した社会的要因の通り、脱炭素社会の実現、少子高齢化と同列に「環境啓発・環境教育」を扱うのではなく、ここは、「ウ 生物多様性の保全」という項目名にし、そのための一つの施策としての「環境啓発・環境教育」をあげるべきかと考える。 また、生物多様性基本法の中で、地方公共団体の責務が明記されている。生物多様性の保全については、三条市としても現状をしっかりと捉え、法の趣旨に沿った取組が必要と考える。	No. 7 の回答と同じです。
15	11	本項目に対する現在の文章について指摘すれば、“意識向上を図る”の語句の 2 重使用になっていて、解釈しづらい文章になっている。 (市民の環境に対する意識向上を図ることで、・・・意識向上が図られるよう取組を推進します・・・)	市民の環境に対する意識向上が、身近な地域の自然環境や自然景観の保全につながるものと考えております。御指摘を踏まえ、「市民一人一人が身近な地域の自然環境や自然景観の保全などに努めるよう取組を推進します。」と修正いたします。

16	12	<p>(2)継続的に取り組む施策の実施</p> <p>4行目に“第2次計画の検証結果”が再度出てきていますが、前述のとおり“検証結果”を第2次計画の全施策に渡ってわかり易い掲示が必要と考える。</p> <p>本市を取り巻く環境情勢の変化では、8頁に記載の「新たに発生した社会的要因」を指すものと思われるが、3つ目の項目は「環境啓発・教育」ではなく、国の環境基本計画との整合を図り、生物多様性基本法によって課せられた責務を果たすため、「生物多様性の保全」として本環境基本計画に取り上げ、施策を考えて取り組むべきと考える。</p>	<p>No. 5 及び No. 7 の回答と同じです。</p>
17	14	<p>1 三条市の現況について</p> <p>環境基本計画につながる現況の内容が非常に希薄のように思われる。例えば、上越市の第4次環境基本計画では、気象、地勢・土地利用、人口・世帯（世帯構成の推移）、将来推計人口、地域自治区別の人口、産業構造、交通、都市インフラ、下水道、等々の項目について具体的な傾向を数字、グラフ等で示されている。このような情報は、環境基本計画の策定当たって重要な情報と考える。ぜひ参考にされ、本環境基本計画に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>現況の項目については、温暖化や脱炭素の視点から取り上げ記載しており、十分と認識しております。</p> <p>なお、各種取組を進める際は、必要に応じて各種項目を参考に検討を行ってまいります。</p>
18	14	<p>三条市の現況について</p> <p>(1)地域の概要、(2)気候概況について、気候概況の推移のグラフはいいと思うが、グラフは西暦に統一した方が見やすいと思う。</p> <p>三条市は2004年に7・13水害、2011年に7・29水害を経験している。過去の災害を忘れないためにも年間降水量のグラフの中に水害がわかるような表記を入れてほしいと思う。</p>	<p>年間降水量の推移を表すグラフであることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

19	18	<p>1 目指す環境像について</p> <p>・・・本市のすばらしい財産である豊かな自然・・・と記載があるが、その中身の紹介が本環境基本計画にない。市民をはじめとする活動主体全体で共通認識をもって本基本計画を進めていくためには、「豊かな自然」の中身を具体的に示すことが肝要かと思われる。また、三条市は多くの場面でこの「豊かな自然を有する」との表現を使われるが、単純な現状肯定に繋がりが、実際に発生している課題を隠してしまう危険がある。前述のとおり、市内では本来の自然環境が脅かされている場面が多々あるので、正しく現状を捉えることが重要ではないかと思う。</p>	<p>第1章第3節1 三条市の現況(1)地域の概要において記載しております。</p> <p>市民の皆様が、三条市は「豊かな自然を有する」と感じ、良好な形で将来の世代に引き継ぐことができるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、豊かな自然を有すること自体は事実であり、表現として適切と考えております。</p>
20	18	<p>本文5行目に、環境問題を解決するためには、守るだけではなく、今後は自然を創り、・・・、とあるが、さすがに“自然を創り”は、大袈裟すぎないか。人は自然に含まれる存在であるということ認識すべきと考える。</p>	<p>自然を創り出すことはできませんが、各種取組などにより、よりよい環境を作り上げるという趣旨で記載しております。</p>
21	21	<p>重点的取組③は、～人づくり～のための“環境啓発・環境教育”ではなく、本基本計画の中では、～豊かな自然を守る～ための“生物多様性の保全”とし、環境啓発・環境教育はそのための一つの手段（施策）として位置付けていただきたいと思う。</p>	<p>環境啓発や環境教育は、一つの手段としてではなく、直接的に推進すべき事業として、位置づけております。</p>
22	24	<p>第6節全体についての見出し項目の番号付け（節、①、1、■、（1）・・・）「公文書の考え方／文化審議会」（章、節、項・・・、第1、1、（1）、ア、（ア）の順序）を参考にされ、本環境基本計画の全頁を通して統一された方が宜しいかと思う。</p>	<p>21頁の2施策体系図とのつながりを重視した記載としております。</p>
23	24	<p>①脱炭素社会の推進について</p> <p>環境基本計画であるので、三条市内の温室効果ガス排出量の推移や部門別の排出量の推移やごみの排出量の推</p>	<p>温室効果ガス及び部門別非出量については、地球温暖化対策に係る個別計画である三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、基準年度（2013</p>

		移、動植物の現状などをグラフ等で示し、そこから見えてくる課題を出して施策につなげていくことが必要なのではないか。	(平成 25) 年度) 及び最新年度 (2019 (令和元) 年度) の数値を掲載しております。また、ごみの排出量については、環境基本計画において、従来からの継続した取組として、その推移を掲載しております。
24	24	現状と課題の文章の中について 市民一人一人が環境に配慮した無理のない消費行動を・・・ となっているが、無理のない言葉は脱炭素社会に向けての行動としては危機感が無さ過ぎると思う。無理のないは削除した方がよいと思う。	基礎自治体が行き得る脱炭素の方策は、市民レベルで、気が付けば脱炭素の取組を行ってたという状況を日々の生活に根付かせていくことであり、その実現のためには、日々の生活を少しずつ変化させ、積み重ねていくことが肝要と考えています。 そのため、市民の一人一人が、生活を少し工夫して無駄をなくす行動や環境負荷の低い製品・サービスを選択することを促す取組を実施してまいります。
25	25	J-クレジット制度の説明がある。	資料 No. 3 用語解説に記載しております。
26	25	電力地産地消の目標値について 電力の地産地消をうたうのであれば、現状の市内の総電力需要に対する市内産間伐材を燃料した総発電量の割合と、第 3 次環境基本計画の期間における到達目標割合を示されたほうが理解しやすいと思われる。	電力の地産地消については、市内はもとより、市外の間伐材、林地残材等を活用して市内で生み出された電力の使用も含まれるため、間伐材、林地残材等の利用量を目標値として設定することで、その推進に取り組んでまいります。
27	25	バイオマス発電のカーボンニュートラルについて 近年、木材を燃焼し再生エネルギーやカーボンニュートラルとすることに対して、様々な批判的論評があり、研究結果等も公表されているようだ。 例えば、輸送時におけるCO2排出は以前から指摘されており、EU (欧州連合) では、森林バイオマスはカーボンニュートラルではないとした報告書を発表したそう。三条市では、今後も第 3 次環境基本計画の中で間伐材などを燃料としたバイオマス発電を主要施策として掲げているが、世界の動向を	再生可能エネルギー源としてのバイオマスについては、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (エネルギー供給構造高度化法) において、「再生可能エネルギー源」について定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。 また、森林は、国土の保全や水源涵養などの様々な機能を持っており、これらの機能を十分に発揮するには、間伐や伐期を迎えた樹木を伐採するなどの適切

		踏まえ、科学的に正しい認識の下で、今後の見通し、三条市としての考え方を示していただきたいと考える。仮にバイオマス発電を本基本計画に掲げるとしても、他の施策も提案され併行して本計画書に掲載されるべき。	な森林の整備が不可欠です。森林整備などにより、未利用間伐材等が燃料等として価値を持つことが出来れば、林業経営にも寄与し、森林整備の推進にも繋がることを期待されるため、本計画においても、森林資源の有効活用によるカーボンニュートラルの推進に取り組んでまいります。
28	26	想定される主な取組となっているが実際に行う取組とどう違うのか。	現段階で想定している事業を掲げておりますが、今後の状況や予算などもあり、実際に行う事業は当然変更となる場合もございます。
29	27	<p>農地・里山環境の保全について</p> <p>里山の環境については、間伐材等の収集から発電まで一貫した取り組みにより、里山の整備を進める・・・バイオマス発電のための間伐が里山環境の保全につながるといった趣旨かと思われるが、保内バイオマス発電では、ほとんどが人工林（針葉樹林）のスギの間伐材を燃料としている。</p> <p>しかし、いわゆる里山環境というのは、通常「自然環境と都市空間との間にあり、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域を指します」と定義される。したがって、バイオマス発電のために人工林の針葉樹（スギ）を間伐しても、里山環境の保全への施策としては、的を射た効果的な施策とはならないと思われる。より効果的な施策・取組をご検討頂き、本施策との併記をお願いしたい。</p> <p>追記：資料No.3 用語解説の“里山”の解説で「・・・人里周辺の林地のこと」とあるが、狭義にすぎるように思われる。環境省では、里山は生物多様性保全上重要な環境として位置づけているので、前述のとおり、重要項目の一つとして取り上げ、また本基本計画</p>	<p>里山には様々な定義がありますが、一例として環境省では、里山を里地里山と呼び、御記載のとおり定義しております。御指摘を踏まえ、農地・里山環境の保全についての施策の方向性及び想定される主な取組として「野生鳥獣との共生に向けた緩衝帯の整備」について追記いたします。</p>

		<p>の中の“コラム”でも取り上げて、市内の里山の現状を解説いただき、市民をはじめとした各主体への周知をお願いしたい。</p>	
30	29	<p>施策の方向性（１）豊かな自然を生かした整備について</p> <p>自然を生かした整備とあるが、イベントの実施と保全のきっかけづくりの記載しかなく、具体的な整備内容の記載がない。</p> <p>表の中でも、主要施策が“自然を生かした整備”で、それに対する主な取組が“イベントの実施”となっており、施策と取組が繋がらない印象を持つ。</p>	<p>ハード面の整備だけでなく、自然とふれあう機会の創出を通じた自然環境の保全は、今後も重要となってくると考えております。「豊かな自然をいかした環境整備」に修正いたします。</p>
31	31	<p>環境啓発・環境教育の充実について</p> <p>この項目は、記述のとおり、「生物多様性の保全」と改め、現状と課題、施策の方向性を組みなおすべきと考える。その施策の一つとして環境啓発・環境教育があるという位置づけになる。</p>	<p>No. 7 の回答と同じです。</p>
32	31	<p>過去の第１次及び第２次環境基本計画では、その基本計画につながるよう三条市市民部環境課主催による「三条市環境基礎調査」という事業が実施してされていた。その目的は、市内の地域別に環境指標生物の生息状況を明らかにすることで、三条市の自然環境の実態を把握し、もって環境基本計画の施策検討の基礎データに資するというものであった。また参加者は小学生から大人まで多岐にわたり、市民に対する環境教育・啓発といった意味合いもあったと考える。</p> <p>過去２回の自然環境基礎調査の内容をぜひ何らかの形で本第３次環境基本計画（例えば「第３節三条の現況」など）に盛り込んでいただきたい。また、当市を取り巻く自然環境は、希少</p>	<p>環境基本計画の基礎データとして、三条市の自然環境の実態を把握することは、重要であると考えております。しかしながら、今回の計画策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、実施が難しい状況でありました。</p> <p>三条市環境基礎調査の実施については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

		<p>生物の減少、外来生物の進出、野生鳥獣被害の拡大など、年を追うごとに急激に変化しており、こうした基礎調査の継続的な実施がぜひとも必要と考える。第2回の自然環境基礎調査の実施からすでに10年の時が経過しているので、ぜひ当局による早急な実施を希望する。</p> <p>第1回三条市自然環境基礎調査実施（調査期間H16/4～H17/3、H17/3 報告書発行）</p> <p>第2回三条市自然環境基礎調査実施（調査期間H25/4～12、H26/3 報告書発行） ※</p> <p>（※第2回三条市環境基礎調査報告書は、三条市環境課のホームページで閲覧することができます。）</p>	
33	33	<p>(2) 環境情報の効果的な提供について各主体の欄に、市、市民とあるが、市民も情報発信、提供側の主体となるのか。関係団体は提供する主体になると思う。</p>	市民を関係団体に修正いたします。
34	33	<p>行政が市民向けに効果的に提供する情報として、特にお願いしたいのは「特定外来生物」に関する情報である。近年著しく数を増した五十嵐川のブラックバス、また生育範囲をほぼ市内全域に広げたオオキンケイギクやアレチウリなどについては、定期的な啓発情報の発信が肝要である。国などが作成した全国一律の情報ではなく、地域の現状を正しく捉えたうえでの適切な情報発信が肝要と考える。</p>	御指摘の点については、市としても重要と考えており、どのような情報を市民に発信していくことが有効かについて、今後検討してまいります。
35	35	<p>①自然環境の保全と創造について、この項目では、取組状況と課題、施策の方向性、施策の説明でまとめられていますが、「現状説明」の項目が必要と考える。環境基本計画としてこの「自然環境の保全と創造」への取り組みを各主体がそれぞれの役割の中で進</p>	現状については、「取組状況と課題」に記載しております。

		めていくためには、まず現状の三条市の自然環境に対する共通認識を持つことが必要ではないか。	
36	35	4行目の「自然と共生するためのマナー」とは具体的に何か。	自然と共に人の生活があるという考えの下、自然を大切にする行動を心掛けることを指しております。
37	35	「環境に配慮した整備」とは、具体的にどのような整備を指すのか。	道路や水路などの整備を行う際に、周囲の生態系への影響を回避、低減させることに配慮し整備することを指しております。
38	35	「自然観察のマナー・・・の意識の高揚」とあるが、自然観察のマナーとはどんな内容のことを言われているのか。	周りの人や動植物に迷惑をかけないように自然観察することという趣旨で記載しております。
39	35	外来種に関する記述があるが、三条市自然環境基礎調査で市民がほぼ1年をかけて調査したデータがある。第2次環境基本計画の期間の中で、どんな外来種がどのような状況で推移してきたのか、具体的に示していただけないか。それらの状況把握を踏まえた上で施策の検討ということになると思う。	御指摘を踏まえ、市内で分布が確認されている特定外生物である「オオキンケイギクやウシガエルなどの」の文言を追記いたします。
40	36	<p>施策の説明について、一覧表のまとめ方で、小項目・主要施策・主な取り組み、各主体のつながりがわかりにくいように思われる。</p> <p>例えば、小項目1の「誰もが親しめる水辺空間の確保」のための施策が「空間の活用」、取組が「緑地の維持管理」と「動植物の保全活動」、「イベント検討」となっているが、目的が何か、どういう結果を出したいのかということを明確にわかりやすく記載しないと、効率的な計画推進に繋がらないのではないか。</p>	各種取組の実施に当たっては、環境基本計画の目的を踏まえ進めてまいります。
41	36	小項目2の「生態系基盤の維持及び生物多様性の確保」で、その主な取組として、「希少動物・貴重な自然植生の情報収集及び・関係機関・団体との情報共有」とある。生態系の基盤や生	No. 32 の回答と同じです。

		<p>物多様性は、希少、貴重な対象だけで形作られているものではないが、そうした取組も大変重要なものと思う。そうした生態系基盤の維持及び生物多様性の確保のための情報収集、情報共有としては、前述で繰り返しになるが、一定の環境指標生物を用いた環境調査（H16、H25に三条市で2回行っている環境基礎調査、H25年度実施の報告書は環境課HPで閲覧可能）が、市民への環境啓発の意味合いでも大変有効と思われる。ぜひ本計画への組み込みをお願いしたい。</p> <p>また、過去2回行った三条市環境基礎調査では、それなりに現状把握と課題の抽出も行っているところであり、主催された三条市環境課でその内容を把握しているところと思う。したがって、それらの課題に対する方向性や取組も本環境計画にて具体的に示されるべきと考える。</p>	
42	36	<p>小項目2において想定される主な取組で外来種の市民への意識啓発とあるが、公園や道路などを管理される市職員、及び児童生徒たちの教育を担う教職者などへの周知、啓発活動も重要と考える。また、直接的な駆除活動も取組として取り入れることも必要と考える。</p>	<p>施策提案として、今後の参考とさせていただきます。</p>
43	37	<p>3の(3)「自然とふれあう場の保全と創出」でその取組に登山道の改良、・・・展望台の整備、ブナの植林活動などの記載があるが、自然の中での改修工事、建設工事は、周囲の自然や景観への配慮が必要である。工事を行った結果、登山道沿いの希少生物が消失したというような本末転倒が、起こらないよう周囲の自然の状況などを十分に確認した上で、必要最小限の工事を行うように配慮をお願いしたい。</p>	<p>施策提案として、今後の参考とさせていただきます。</p>

44	42	<p>想定される主な取り組みについて食品ロス削減に関する意識啓発となっているが、現在の日本では年間600万トン、毎日10tトラック役700台分の食品が廃棄。一人あたりにすると毎日茶碗一杯に相当する約139g。年間50kg廃棄している。600万トンのうち、半分は家庭から出る食品ロスである。このような現状から「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行された。都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定することになっている。三条市においても食品ロス削減推進計画を策定し、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みを行っていく必要がある。</p>	<p>施策提案として、今後の参考とさせていただきます。</p>
45	50	<p>取組指標が重点的な取組だけになっているが非常に消極的な姿勢に感じられる。</p> <p>他の施策についても数値目標を掲げ、取り組んでいくことで進捗状況も把握でき、課題も見つけやすくPDCAがうまく回っていくと思う。</p>	<p>今回の取組指標については、環境審議会で御審議いただき設定しており、適正と考えております。また、環境基本計画の進捗状況については、取組指標のほか、各事業の実施状況についても環境審議会に報告し、その議事録及び資料を公表しております。</p>
46	50	<p>取組指標の表の中で、各項目に現況値と数値目標の記載があるが、現況値について、過去何年か分の値も示していただかないと、数値目標の根拠、妥当性を判断することができない。これまでの年度ごとの指標値の変化をグラフで示していただければ、理解しやすい。また可能な項目については、令和4年度の現況値を示すべきと思う。</p>	<p>把握している現況値として、令和3年度末における実績値を掲載しております。指標値の変化については、進捗状況を報告する際にお示しします。</p>
47	50	<p>取組指標は、環境課が毎年発行している「三条市の環境」の小冊子の中で、その年の進捗状況を記載すべきと考える。これまでの「三条市の環境」の中では環境基本計画の概要が毎回繰り返し記載されているが、肝心の施策</p>	<p>環境基本計画の進捗状況については、環境審議会に報告するとともに、その議事録を公表しております。三条市の環境への掲載については、どのような表記が有効かなどについて検討してまいります。</p>

		や取組、指標のその年の現況値など、進捗具合がわかる報告がなされていない。対応をお願いしたい。	
48	50	<p>重点的取組について</p> <p>脱炭素社会の推進での取組自体が非常に消極的である。</p> <p>木質バイオマスだけでなく他の再生可能エネルギーの導入推進を望む。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入については、その有効性やデメリット等も検討の上、総合的な判断が必要と考えております。</p> <p>そのため、まずは公共施設における再生可能エネルギーの利用の拡大等により、市が率先して再生可能エネルギー活用することで、脱炭素社会を推進してまいります。</p>
49	50	<p>①脱炭素社会の推進について、小項目1で、数値目標が利用施設の数とするだけでは脱炭素の指標とするには十分ではない。利用施設件数と併せて、使用した総電力量（KW）を指標として用いることを提案する。</p> <p>件数が増えても使用電力量の総量が減少しては意味がない。</p>	<p>使用電力の総量は施設の利用状況などにより増減があるため、指標としませんが、毎年度の実績値は環境審議会でご報告いたします。</p>
50	50	<p>企業の脱炭素に向けた取組の支援に対する指標の記載がない。取組に「説明会の開催」とされているので、その件数を指標として設定されるべきと考える。</p>	<p>説明会参加企業数を指標として追記いたします。</p>
51	50	<p>計画的な間伐、再造林の施策に対する指標の記載がない。この施策については、三条市内の総間伐量及び総再造林量を指標として用いるべきと考える。</p>	<p>現段階において、明確な数値目標の設定が困難なことから指標設定はしません。</p>
52	50	<p>小項目2で、指標を木材の利用量（燃焼させた量）とするだけでは脱炭素の指標とするには十分ではない。利用量と併せて、市内の山地に植樹した本数を指標として用いることを提案する。間伐の後、適切な植林、管理が行われてカーボンニュートラルが成り立つことを考えれば、その方が脱炭素の推進目標として適切と考える。</p>	<p>現段階において、明確な数値目標の設定が困難なことから指標設定はしません。</p>
53	50	<p>②環境啓発・環境教育の充実について</p>	<p>裾野を広げる環境啓発の推進について</p>

		<p>て</p> <p>前述のとおり、この重点的取組は、「生物多様性の保全」とし、環境啓発・環境教育はそのための一つの施策という位置づけに変更すべきと考える。</p> <p>1 裾野を広げる環境啓発の推進について、指標を参加人数とするだけでは環境啓発の推進の指標として十分ではない。参加人数と併せて、講座、イベントの開催数を用いることを提案する。また、実施した環境啓発の効果を確認する手段、方法も検討する必要があるのではないか。</p> <p>例えば、昨年内閣府では「生物多様性」という言葉の周知度を調査している。そのようなことも一つの指標になると思う。</p>	<p>での指標であることから、市が実施した環境啓発事業の参加者数が適しているものと考え、かんきょう庵における環境学習及び体験型イベントの参加者数を指標として設定しております。</p> <p>「生物多様性」などの用語の周知度調査は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
54	50	<p>2 未来を創る環境教育の推進（2）体験型環境教育の推進について</p> <p>上記同様に、指標については参加人数と併せて、講座の開催数を用いることを提案する。また、実施した環境啓発の効果を確認する手段、方法も検討する必要があるのではないか。</p>	<p>体験型環境教育の推進についての指標であることから、市が把握しうる体験型講座への参加者数が適しているものと考え設定しております。</p> <p>また、講座参加者へのアンケートなどにより、事業検証を行ってまいります。</p>
55	51	<p>①自然環境の保全と創造について</p> <p>「誰もが親しめる水辺空間の確保」において、上記同様に、指標については参加人数と併せて、保全活動の実施件数、イベント件数の併用を提案する。</p>	<p>現段階において、明確な数値目標の設定が困難なことから指標設定はしません。</p>
56	51	<p>「主要施策／生態系の保全・活用」において指標が設定されていないが、取組として「希少動物、貴重な自然植物の保全」とあるので、年度ごとの保全の件数、保全対象生物の数などを指標として用いることを提案する。</p>	<p>現段階において、明確な数値目標の設定が困難なことから指標設定はしません。</p>
57	51	<p>「自然とのふれあいの場としての里山・森林の保全」において指標が設定されていないが、取組として「・・・保全のための植林の実施」とあるので、</p>	<p>現段階において、明確な数値目標の設定が困難なことから指標設定はしません。</p>

		年度毎の植林の実施件数、実施面積を指標として用いることを提案する。	
58	51	<p>5 の(2)「自然景観の保全」の主な取組で自然景観に配慮した工法の事業者への指導があるが、指導事例や自然景観に配慮して実施した施工件数を指標として用いることを提案する。</p> <p>また、こうした事例を何らかの方法（例えば、前述の環境課が毎年発行する「三条市の環境」など）で市関係者、取引施行业者などに知らしめて情報共有することが大切と考える。</p>	<p>現段階において、明確な数値目標の設定が困難なことから指標設定はしません。</p>
59	51	<p>生活環境の保全</p> <p>項目としてごみの減量、再利用、リサイクル（3R）を挙げられているが、指標としては、それぞれに分けて管理されることが望ましいし、市民等にもわかり易いと考える。ごみの排出量の他、再利用された量、リサイクルされた量、を別々に分けて指標として用いることを提案する。</p>	<p>リサイクル率を指標として追記いたします。</p>
60	54	<p>三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）での区域施策策定の背景</p> <p>（1）気候変動の影響（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向であるが、地球温暖化のことを知ってもらうためにも、文章だけの説明でなく、わかりやすい図やグラフなどがたくさん資料としてあるので市民の方々に少しでも理解しやすいようにグラフや図を入れて説明される工夫が必要だと思う。</p>	<p>御意見を踏まえ、カーボンニュートラルを目指す背景に関する解説を追記いたします。</p>
61	54	<p>（4）三条市における地球温暖化対策のこれまでの取組について</p> <p>市役所は地球温暖化防止実行計画を策定し取組を行ってきておるが、具体的な内容や取組効果、今後の計画、数値目標などを示してほしい。</p> <p>市民にとって三条市役所という三条市最大の事業所としての取組は非常に</p>	<p>従来からの取組④地球環境への貢献の取組指標として「公共施設関係の二酸化炭素削減率」を設定しております。</p> <p>また、三条市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）は、三条市ホームページに掲載しております。</p> <p>【掲載ページ】 https://www.city.sanjo.niigata.jp/s</p>

		関心が高いと思う。	oshiki/shimimbu/kankyoka/kankyoeisei/kankyokeikakukousou/12618.html
62	58	温室効果ガス排出量の推計について 環境省が出している自治体排出量カルテを使用しているが算出根拠の説明が必要である。	御意見を踏まえ、「自治体排出量カルテ」で使用されている現況推計の算出方法に関する環境省のHPリンクを追記いたします。
63	64	方針1 再生可能エネルギーの導入促進について 太陽光、水力、風力を始めとした再生可能エネルギーは、カーボンニュートラルの観点から、導入拡大は地球温暖化対策に不可欠であり、重要な低炭素のエネルギー源です。 と書かれているのに三条市はバイオマス発電だけでは地球温暖化対策としては不十分である。導入拡大は地球温暖化対策に不可欠と書いてあるのだから太陽光、水力（小水力）などの積極的な導入の推進をするべきである。	No. 48 の回答と同じです。
64	66 67 68	具体的な取組が書かれているがそれぞれの事業に対して数字目標が必要だと思う。 2030年までに基準年比46%削減、2050年のカーボンニュートラルの目標にむけて、年間の具体的な数値目標（二酸化炭素）がなければ、進捗状況や課題も検討できない。 地球温暖化が喫緊の課題なのでPDCAサイクルを機能させるためにも具体的な数値目標が必要である。	目標年度に対する温室効果ガス排出量の進捗状況については、「自治体排出量カルテ」に掲載された数値を基に、進捗管理を行うとともに、環境審議会による進捗状況の点検・評価等を行うことで、計画の着実な実行を確保してまいります。
65	82	用語の「里山」について、前述のとおり、環境省自然環境局の定義に沿った解説としていただきたい。 環境省では里山を里地里山と呼び、下記のように定義している。 里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴うさまざまな人間の	環境省の定義に合わせ修正いたします。

		働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。 里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。	
66	82	コラムで三条市内の特性特質を加えた里山の解説をお願いします。	コラムについては、新たに発生した社会的要因関連を掲載することとしていることから、必要ないと考えております。
67	83	「生物多様性」について解説を追加してほしい。場合によっては、コラムで解説した方がよい。	資料No. 3 用語解説に追記いたします。
68	83	「生態系基盤」（第2次環境基本計画からの継続目標の一つ）について解説を追加してほしい。場合によっては、コラムで生物多様性とセットで解説した方がよいのではないかと。	生態系の基盤という趣旨で用いていることから、原案のとおりとさせていただきます。 コラムについては、新たに発生した社会的要因関連を掲載することとしていることから、必要ないと考えております。
69	83	「特定外来生物」について、“国により指定された”、“とするよりも“外来生物法で指定された”とする方が適切と思う。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に修正いたします。
70	84	SDG s について解説を追加してほしい。場合によっては、コラムでも解説した方がよいのではないかと。本環境基本計画の施策の全般に関わるキーワードと考える。県や国の環境基本計画との整合性という面からも、また様々な事業体や教育機関でSDG s が使われていることから、本環境基本計画の施策取組の場面でSDG s がどこにも出現しないことに違和感を覚える。 用語追加だけでなく、本基本計画の全般にわたる施策、取組の手段として適切に記載することが必要である。	No. 9 の回答と同じです。
71	—	企業、市民対象の説明会を希望する。 環境基本計画の策定が終わったら事業者や市民を対象に環境基本計画の説明	地球温暖化を始めとした環境問題について事業者・市民の皆様へ御理解いただくことは重要であることから、本計画

	<p>明会を開いてほしい。地球温暖化の問題は事業者、市民一人一人が理解をして行動していくことで少しでも温暖化の進行を遅らせることができると思う。</p> <p>紙ベースで終わりではなく市民と顔を合わせた中での説明会をお願いしたい。</p>	<p>は、三条市ホームページで公開するほか、各庁舎の情報公開コーナーに設置することとし、現在、直接説明会を開催する予定はございません。</p>
--	---	---